

鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本市の豊かな自然を活かし、自然環境を中心として野外での保育等を行う施設に対し、運営費の助成及び在園する児童に係る保育料の軽減を行うことにより、子どもたちが健やかに育つこと及び子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として交付する。

(補助金の交付対象者)

第3条 前条の目的の達成に資するため、とっとり森・里山等自然保育認証制度実施要綱（平成27年3月25日付第201400189017号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知）により認証された施設（以下「認証園」という。）の事業者（以下「認証事業者」という。）のうち、鳥取県からとっとり森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱（平成27年5月13日付第201500013366号鳥取県福祉保健部子育て王国推進局長通知。以下「県要綱」という。）による交付決定を受けた事業者であつて、次のいずれかに該当する事業者に対し、本補助金を交付する。ただし、次条第1号の補助金については、市が実施する他の補助事業の実施事業者には交付しない。

- (1) 市内で事業を実施する事業者
- (2) 鳥取市内に活動フィールドを有する市外事業者で、市長が特に必要と認めた事業者

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、次の各号に定める額以下とし、予算の範囲内で交付する。

- (1) 運営費補助金 利用者が負担すべき経費を除き、認証事業者が補助事業を運営するために必要な経費（以下「補助対象経費」という。）の額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）とする。ただし、別表の第1項に掲げる基準額に同項に掲げる補助率を乗じた額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。）を上限とする。
- (2) 保育料軽減補助金 別表の第2項に掲げる対象児童に係る保育料（各施設による独自の軽減額を控除した月額（児童1人につき25,700円を限度とする。））に4分の1を乗じた額と認証園の軽減する保育料のいずれか低い額の年間合計額（その額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。ただし、1月のうち別表2項に掲げる対象児童の要件に該当しない期間がある場合における月額及び上限額は、対象児童の要件に該当した開所日数を当該月の認証園の開所日数で除した数を乗じて算出した額（0円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。

(交付申請の手続き)

第5条 本補助金の交付に関する手続きは、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、様式第1号

の2、様式第1号の3及び様式第2号又はこれに準ずる書類とする。

- 3 本補助金の交付の対象となる事業期間は、本補助金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げる以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(事業の完了)

第7条 本補助金に係る補助事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、事業者は、補助事業が完了したときは、同項に規定する完了届を補助事業の完了日が属する年度の3月31日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業の完了日又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、補助事業の完了日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の実績報告に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号、第1号の2、様式第1号の3及び様式第2号又はこれに準ずる書類とする。

- 3 補助事業者は、規則第12条の規定による報告のほか、市が補助事業についての中間報告を求める場合は、報告しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、こども家庭局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱の規定は、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

- 2 改正後の鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金交付要綱の規定は令和元年10月分以降の補助金について適用し、平成31年4月分から令和元年9月分までの補助金に関してはなお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年4月30日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年10月5日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表（第4条関係）

1. 運営費補助金

【児童一人あたりの月額単価】

基準額	1 クラスにおける定員区分	3～12 人	13～18 人	19～24 人	25 人以上
	月額単価	県要綱別表第 1 項児童一人当たりの月額単価の表において 1 クラスにおける定員区分毎に規定する月額単価のうち基本単価のみとする。			
この表の月額単価に基づき、次の算式によってクラスごとに計算される額の年間合計額					
【計算式】 月額単価 × 各月における次の要件を満たす利用児童の月当初の人数					
(1) 申請した日の属する年度の初日の前日の年齢が 2 歳から 5 歳までであること。					
(2) 保護者の居住地が鳥取市内であること。					
補助率	第 3 条第 1 項第 1 号によるもの 1／3				
	第 3 条第 1 項第 2 号によるもの 1／5				

2. 保育料軽減補助金

対象児童	次のいずれにも該当する児童 ア 保護者の居住地が市内である児童 イ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の11第1号により市町村が特定子ども・子育て支援施設等として確認したことを公示した認証園に在籍している児童（同法第30条の4第2号に該当しない児童に限る。） ウ 申請年度の4月1日時点で3歳以上である児童
------	--

様式第1号（第5条、第7条関係）

鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金 事業計画（報告）書

園の名称		
対象年齢		
開設	週	日（うち自然フィールドで活動する日数 日）
日数	年間	週
活動 時間	1日の活動時間	時間（ 時 分から 時 分まで）
	週間自然フィールド活動 時間	時間
利用定員 ※1		
利用者負担の内容及び額		
管理者	氏名	
	資格	
職員数（管理者除く）		
拠点施設の所在地		
活 動 の 内 容	活動方針	
	年間スケジュール	
	1週間の主な活動内 容 ※3	
自然フィ ールド	名称	
	所在地	
	施設の概要	
	悪天候等の際の避難 方法 ※2	
鳥取市内 のフィー ルド【市外 事業者のみ】	名称	
	所在地	
	施設の概要	
	悪天候等の際の避難 方法 ※2	

※1 クラスを2つ以上設ける場合は、クラスごとの利用定員を明記すること。

※2 活動中の休憩の方法及び悪天候などにより一時的に避難する方法を記載すること。

※3 野外で活動する日、1日における時間を明記すること。

【交付申請時添付書類】

位置図及び写真（拠点施設・フィールド）、拠点施設平面図、フィールド使用証明等の写し

様式第1号の2（第5条、第7条関係）

鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金（運営費補助金）事業計画（報告）書

【総括】

事業者名 _____

クラス名	基準額（年額） A	補助上限額 基準額（A）×補助率 B	補助対象経費 C	補助所要額 (B) と (C) で足りないもの

【クラス別】

クラス名 _____

	利用定員	1人あたりの月 額単価（A）	月当初の利用児童数 （B）	基準額 （A）×（B）
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
年間				

注）月当初の利用児童数は、鳥取市内に居住地を有する保護者の児童とすること。

【鳥取県 とっとり森・里山等自然保育事業費補助金】

- ① 交付決定日 年 月 日 第 号
- ② 交付決定額 円（算定基準額 円）
- ③ 認証番号 号

様式第1号の3（第5条、第7条関係）

鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金（保育料軽減補助金） 事業計画（報告）書

事業者名 _____

園名	補助対象人数（人）	補助所要額（円） 別紙合計
計		

（注）補助所要額欄には別紙の合計を記載することとし、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

(別紙)

事業者		
園 名		
園児	住所	
	氏名	
	年齢	

	月額保育料	園独自で保育料を 軽減する額	差引月額保育料 (A－B)	補助対象経費 (Cと25,700円の いずれか低い額)	補助対象経費の1／4 (D×1/4)	備考 (対象外の期間が ある場合のみ記入)	
	A	B	C	D	E	月の開所日数	補助対象開所日数
	円	円	円	円	円	日	日
4月							
5月							
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
計							
交付要綱に基づき保育料を軽減する額							

- (注) 1 園児の年齢は、4月1日時点の年齢を記載すること。
- 2 園独自の軽減額がある場合、当該軽減額が分かる資料を添付すること。
- 3 園児の住所は、市町村名を記載すること。

様式第2号（第5条、第7条関係）

鳥取市森・里山等自然保育事業費補助金収支予算（決算）書

1 収入の部 (単位：円)

区 分	予算額	(決算額)	差 引	備考
市補助金				
自己資金				
県補助金				
その他 ()				
計				

2 支出の部 (単位：円)

区 分	予算額	(決算額)	差 引	備考
計				

(注) 申請時には予算額のみ記載し、実績報告時には決算額、予算額、差引増減額を記載すること。